

年 月 日

受付No.

求人先	カナ			代表者	役職名										
	名称				カナ										
					氏名										
	本社所在地	〒		設立	年 月		系列								
	電話	()	— (代表・直通)		資本金	億 万円		年商	円						
	HP	http://		従業員数		名			株式	上場 1部					
事業内容			内大卒男 名		非上場 2部										
			内大卒女 名		地方										
			内本学卒 名		非株式 店頭										
採用担当	書類提出先	〒		採用担当者	役職名 部 課										
	e-mail				カナ										
					氏名										
採用条件	学科指定有・無	家政学部				文学部		理学部		人間社会学部					
		児	食(食・管)	住(居・建)	被	経	日	英	史	数物(物・数)	物生(化・生)	現	社	教	心
	その他	大学院 可・否		既卒者 可・否		留学生 可・否		障がい者採用 有・無							
	職種	できるだけ詳しく				コース別採用 無・有		総合職・準総合職・一般職・専門職 その他()							
	勤務予定地	無・有 ()				勤務時間		平日 時 分～ 時 分							
	転勤	無・有 ()						曜 時 分～ 時 分							
	大学卒採用予定者数	前年度大学卒採用実績				休日	週休2日制(完全・隔週・月 回)			再雇用制度					
		名	名	女	名		男	その他()			有・無				
	初任給	年度 現行・見込				定年		歳		労働組合		有・無			
		職種					平均勤続年数		年		自宅外生		可・不可		
		基本給	円		円		通勤時間の目安		分まで		寮・社宅		有・無		
		手当	円		円		社会保険		健康・厚生・雇用・労災・その他()						
		手当	円		円		その他の条件								
		計	円		円										
		通勤費	全額・()円迄				応募締切日		月 日 / 随時						
賞与年回	ヶ月/昇給年回		円(%)		応募方法		自由応募・その他()								
説明会	日時	場所		試験内容	筆記：語学・常識・論文・作文				() 履歴書						
	事前連絡 要・不要				専門()		必		() 成績証明書						
採用試験	日時	場所		面接()回		要		() 卒業見込証明書							
	事前連絡 要・不要				健康診断：		書		() 健康診断書						
						類		本人持参・郵送							

・郵送・FAX・電子メールのいずれも受け付けております。
 ・本学求人申込書(HPよりダウンロードも可能)をご利用いただくか、貴社作成の求人票をお送りください。
 在籍調査にも是非ご協力をお願いいたします。(word/PDF) <http://www.jwu.ac.jp/unv/career/recruit/recruit.html>
 ・入社案内などの資料は2キャンパス分お送りいただきたくお願いいたします。
 (送付先) 〒112-8681 東京都文京区目白台2-8-1 日本女子大学 学生生活部 キャリア支援課
 TEL 03-5981-3342 FAX 03-5981-3346 URL <http://www.jwu.ac.jp> E-mail n-employ@atlas.jwu.ac.jp

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 _____

事業所所在地 _____

代表者名 _____ (印)

対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

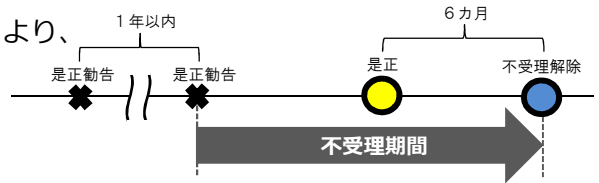
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

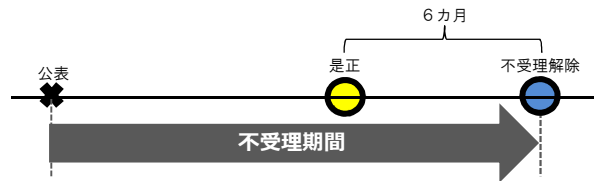
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



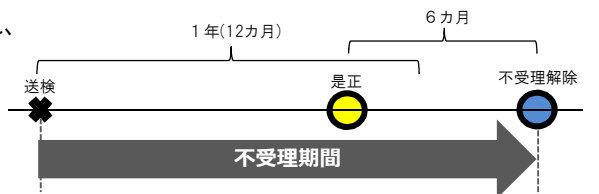
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

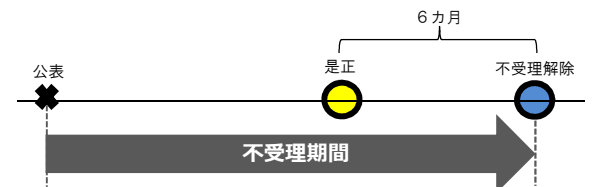


2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表（※）され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①労働基準監督署による是正勧告、
- ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。